



2019年 7月 3日

## 消費税引き上げに伴う路線バス（乗合バス）の上限運賃改定申請について

東急バス株式会社

東急バス株式会社（本社：東京都目黒区）では、この度、国土交通省に乗合バス運賃の変更認可申請を行いました。申請理由および申請内容は次のとおりです。

### 1. 申請理由

2019年10月1日より消費税率が8%から10%に引き上げが予定されており、当社においても、運賃に消費税引き上げ相当分を転嫁させていただくため。

### 2. 申請概要（認可申請中）

#### （1）申請運賃

##### ①一般路線バス

##### ア) 普通旅客運賃

<東京都内> 現行：【現金】220円【I C】216円	改定：【現金】220円【I C】220円
<川崎市内> 現行：【現金】210円【I C】206円	改定：【現金】210円【I C】210円
<横浜市内> 現行：【現金】220円【I C】216円	改定：【現金】220円【I C】220円

##### イ) 定期旅客運賃

全体改定率を消費税引き上げの範囲内とするため、定期旅客運賃の改定率を調整しております。

【通勤大人1ヶ月】

<東急バス全線> 現行：9,620円	改定：9,850円
<川崎市内全線> 現行：9,180円	改定：9,400円

##### ②空港連絡バス・高速バス 等

10円単位での改定を予定しております。

※その他の改定内容の詳細につきましては、確定次第、別途ホームページ等でお知らせいたします。

#### （2）改定率

平均 1.845% （参考：消費税引き上げ率：1.852%）

### 3. 実施予定日

2019年10月1日（予定）

### 4. お問い合わせ先

お客さまセンター 電話03（6412）0190

<営業時間> 平日9時～19時（土曜・日祝・年末年始を除く）